チェック項目/Checklist

このチェック項目は、R4Dにおける過去の倫理審査質疑を参考に作成しました。チェック項目を設けることで、事務局・倫理審査委員と研究者間の対話を促すことを目的としています。

- 1. [不正行為の防止] 研修の受講や研究開発倫理指針の熟読を通して、不正行為防止の取り 組みの理解に努めている。
 - a. 研究従事者全員が、不正行為防止の教育(e-learning等)を直近一年に一回以上受けている。
 - b. 代表的な不正行為として、データの捏造、改ざん、盗用があることを認識し、内容を理解している。
 - c. 他研究者の不正の可能性に気づいた場合、速やかに組織長、社内監査部門または社外監査窓口にその旨を伝えることを認識している。
 - d. 各研究領域やプロジェクトの責任者は、不正行為が行われないようメンバーやその活動を管理している。具体的にはa, b, cを始めとした不正行為防止の取り組みをチームやPJにて徹底する必要性を認識している。
- 2. [不正行為の防止] 関係機関が不正行為防止対策を行っていることを確認している。 共同研究 や業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合
 - a. 各機関が、不正行為防止のためのガイドライン等を整備していることを確認している。当該機関に ガイドライン等が整備されていない場合は、社内の諸規程を遵守する。
 - b. 各機関が、不正行為を未然に防ぐ取組みに努めていることを確認している。具体的には、不正行 為防止の教育を受けている、不正行為の報告窓口が設置されている、不正行為防止ガイドライン を整備している等が該当する。
- 3. [不正行為の防止]研究者間で役割分担・責任関係の明確化を行っている。
 - a. 研究者間において、研究の目標等について認識を共有し、役割分担や責任関係を明確化している。
 - b. 研究者間において、研究実施計画とその変更方法等について取り決めている。
- 4. [研究開発費の適正な使用] 研究開発の推進にあたり、適正な予算執行を行う体制になっている。
 - a. 必要性・妥当性を十分検討した、必要不可欠な精確な予算を計上している。また、研究費の変更が生じた場合は、社内プロセスに則り手続きを行う必要性があることを把握している。
 - b. 予算執行状況を遅滞なく把握できている。
 - c. 予算執行状況を検証し、承認された予算計画に沿っているか確認できる体制になっている。
 - d. 研究費の執行に関する書類やデータ等は、適切に保存し、後日検証可能な状態にしている。

- e. 共同研究機関においても、適切に研究費用の管理が行われている。(例:研究費の取扱に関する 内規や経理担当者の有無)共同研究や業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合
- f. 公的研究資金を獲得する場合、公的研究資金に基づく研究実施ガイドラインの内容を確認している。 共同研究や業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合
- 5. [契約の遵守] 複数の大学や機関等が相互に共同研究契約を結んでいる場合、役割分担や 知的財産権の整理等が明確でまたそれぞれが納得のできる内容になっている。 共同研究や 業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合
 - a. 研究データ、論文、実装物等、研究成果の帰属先が明確になっている。
- 6. [契約の遵守] 共同研究や業務委託、ユーザーテストを行う際、守秘義務のために必要な契約を取り交わしている。
 - a. 共同研究をする上で、機密情報の取扱いがある場合、NDAの締結をしている。共同研究や業務 委託を行う、または公的研究費を受託する場合
 - b. ユーザーテスト実施時、機密情報の取扱いがある場合、被験者らとNDAを締結する、または同意 書内に相当する項目を含んでいる。ユーザーテスト・実証実験を実施する場合
- 7. [契約の遵守] 外部の関係者に業務の委託を行う際は、セキュリティ担当チームのチェックを 受けている。共同研究や業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合
 - a. 委託先の所在国が日本国以外で、機密情報に日本国以外からアクセスする場合、セキュリティ、 及びリスク担当チームのチェックを受けている。
 - b. 必要に応じて社内のデバイスを送付し、当該デバイス上で作業をしてもらうよう外部関係者と合意がとれている。
- 8. [契約の遵守] 同意書作成にあたり、必要なフローを把握している。ユーザーテスト・実証実験を 実施する場合
 - a. 同意書雛形から文言の変更がある際は、リーガル及びプライバシー担当チームからのレビューが 必要であることを理解している。
- 9. [利益相反の適正なマネジメント] 利益相反が生じる可能性を適切に把握している。<mark>共同研究や業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合</mark>
 - a. 意思決定者(ボードメンバー等)やその利害関係のある機関が研究プロジェクトメンバーに入るなど、利益相反が生じる可能性について把握している。
 - b. 社員が個人的に関係のある者が研究プロジェクトメンバーに入るなど、利益相反が生じる可能性 について把握している。
 - c. 利益相反が発生する場合、計画書等に内容を記載し透明性を確保することや、関係する意思決定者を審議から外し公正な意思決定を図るなど、一定の利益相反マネジメントができている。
- 10. [利益相反の適正なマネジメント] 責務相反が生じる可能性を適切に把握している。共同研究 や業務委託を行う、または公的研究費を受託する場合

- a. 社員が兼業等により他の職務を負うことで、本務における職務責任と当該兼業先に対する職務責任の両立が難しくなる可能性を把握している。
- b. 責務相反が発生する場合、本務・兼業先との間で業務内容の切り分けやエフォート率の管理を行うとともに、適宜関係者との間で認識のすり合わせを行うなど、責務相反に対するマネジメントができている。
- c. 副業等に関するガイドラインを熟読し、社内の必要な手続きを行っている。
- 11. [環境・社会への配慮] 研究開発が環境や社会へ与える影響を認識している。
 - a. 有形・無形を問わず、資源の無駄づかいに配慮している。
 - b. 環境中に有害物質等を排出する可能性はないか、十分に検討・配慮を行っている。
 - c. エネルギーを大量に使用したり、環境破壊につながったりする可能性はないか、検討している。
 - d. 関連する社内規程、法令やガイドライン等に抵触する可能性について把握し、遵守する。また、必要な社内外の承認や、規制当局等への申し出を行っている。
- 12. [研究対象の保護(安全・健康・福祉への配慮)] 研究対象の安全・健康・福祉へ配慮している。ユーザーテスト・実証実験を実施する場合
 - a. 肉体・精神・心理的な負担や疲労、感染症の感染リスクなど、研究対象の安全・健康・福祉に十分に配慮し、必要な措置をとっている。
 - b. 関連する法令やガイドラインを把握し、遵守している。また、必要な社内外の承認や規制当局への 届出等を行っている。
 - c. 万が一、研究対象に有害を与えた場合の責任範囲や対応方法を決めるとともに、同意書等必要な契約文書を作成している。
 - d. ユーザーテストに関して、研究対象のユーザーからの問い合わせに対応できる体制を構築するとともに、研究対象のユーザーとの間で適切にコミュニケーションがとれるよう連絡手段を明らかにしている。(例: 研究実施担当者やデータ管理責任者のメールアドレスや会社の携帯番号を同意書に記載)
- 13. [研究対象の保護(人権の尊重)] 研究対象の人格や自律性を尊重し、プライバシーを侵害する可能性はないか、検討している。
 - a. 研究対象の自由な意思や自律性を妨げ、参加や回答を強制するような仕様になっていない。また、参加の自由や同意の撤回が可能な仕様となっている。ユーザーテスト・実証実験を実施する場合
 - b. 研究対象のプライバシーを侵害するようなおそれはないか、検討している。
 - c. 研究対象に不快な思いをさせるようなことはないか、検討している。
- 14. [個人情報の保護] 個人に関する情報を扱う場合、社内規程に基づき適正な取り扱いを行っている。個人に関する情報を扱う場合

- a. 個人情報や情報資産の取り扱いに関する社内ガイドラインを確認し、社内定義、機密レベル、必要な手続きについて内容を理解している。
- b. 個人に関する情報の管理主体が誰(社内か、社外か)であるかを認識している。
- c. 共同研究等により社外の者が社内の個人情報を管理する場合(そのために社内の個人情報の受け渡しを行う場合)、情報資産の取り扱いに関するガイドラインに記載されている手続きを行う必要性を認識している。
- d. 個人に関する情報を第三者へ提供する場合、提供根拠(プライバシーポリシーや同意書等)、および提供先との関係(委託/第三者提供)を整理できている。
- 15. [個人情報の保護] 個人に関する情報を扱う場合、適切な形で取得・提供をしている。個人に関する情報を扱う場合
 - a. 個人に関する情報を研究対象から収集する場合は、必要以上の情報を収集しないことを認識している。
 - b. 取得または提供するデータは、個人を識別できる情報である必要があるのかどうか、取得・提供 目的を今一度確認している。
 - c. 個人に関する情報を取得する際、研究対象への十分な説明を行った上での事前同意が得られており、同意した人/内容の情報のみ取得する設計になっている。また同意の撤回が可能な状態になっている。
- 16. [多様なステークホルダーの包摂と熟議] 多様なステークホルダーや個人の包摂や熟議を検討しているか。
 - a. 研究のデザインやプロセス
 - i. 新規研究を提案する際は、特定の属性に偏らないようなユースケースを想定している。 (属性の例:人種、年齢、ジェンダー、性表現等。詳細は<u>I&Dステートメント</u>を参照のこと)
 - ii. 研究に多様なステークホルダーや個人を包摂するために、社外や他者の意見を踏まえ て議論を行っている、または行う予定がある。(例:社外・対象者へのヒアリング、文献調 査、ステークホルダー分析など)
 - b. ユーザーテストにおける被験者
 - i. 被験者が特定の属性に偏らないよう考慮している。(例:大学の研究室の同僚など技術に強い関心のある層のみ集まってしまうなど)
 - ii. ユーザーテスト実施プロセスにおいてI&Dを確保する工夫をしている。また、I&Dが欠けたり、そのために客観性が確保されなくなる場合のリスクについて認識している。

例1:ジェンダーを問う選択肢については男性·女性以外の選択肢を取り入れる。

例2:被験者が非日本語話者である場合、ユーザーテストの内容や同意書の説明を、被験者が理解できる言語や「やさしい日本語」で行う。

- iii. 被験者に、多様なジェンダーや世代、国籍・地域の実験参加者を含める工夫をしている。 やむを得ず偏りが発生する場合は、その理由が説明可能であること。(例:本調査の前 の予備調査として実施する場合など)
- 17. [研究成果による潜在的なインパクトの認識と考慮] 研究成果がどのような形で社会実装され、 どのような課題の解決に貢献するか等のイメージを持っている。
 - a. 研究の意図しないネガティブな影響や、悪用される可能性に関して検討している。
 - b. 研究の目的を達成した結果、偏見や差別につながってしまうことがないよう検討している。
 - c. 研究に活用する技術が、特定の人に不利益を生むものでないか、検討している。
- 18. [研究成果発信とコミュニケーション] 研究成果公表・発信時の潜在的なインパクトを認識し、 必要な連携や対策をとっている。
 - a. 研究成果(論文、プレスリリース、実装物、特許)公表時に、PRの担当者のチェックを受けている。 万が一炎上や批判、誤解を招くリスクが考えられる場合は、必ず倫理審査委員会に相談・報告す る必要性を認識している。
 - i. 例:発信される研究成果に、無意識バイアスによる差別・格差的な内容が含まれていないか確認している。
 - b. 研究成果について、適宜社内関連チームに共有することを検討している。
 - i. 例:勉強会・オープンドア・当該チームとの個別ミーティング等
 - c. 研究成果を論文だけでなく、勉強会の主催やメディア発信を通して業界に知見を共有することを検 討している。
 - i. 例:イベントの主催、blog記事、YouTube動画等